

青少年育成湖山西地区委員会規約

<名称及び事務所>

第1条 この委員会は、青少年育成湖山西地区委員会と称し、事務所は湖山西地区公民館に置く。

<目的>

第2条 この委員会は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く地区住民の総意を集集し、関係諸団体と連絡を密にして、次代を担う青少年の健全なる育成を図ることを目的とする。

<事業>

第3条 この委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) この会の趣旨の徹底を図り西地区住民の積極的な関心を高めるための事業
- 2) 青少年を健全に育成するための事業
- 3) 青少年の非行化の防止及び安全確保のための事業
- 4) 各種の研究、連絡、調査のための事業
- 5) 湖東グリーンゾーン推進協議会湖山西支部の事業
- 6) そのほか目的を達成するために必要な事業

<組織>

第4条 この委員会は、趣旨に賛同する各種団体及び個人（以下会員という）をもって構成する。

<機関>

第5条 この委員会に次の機関を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会

この会議は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

<総会>

第6条

- 1) 総会は、第4条に掲げる各種団体及び個人をもって構成し、総会の議長は会長があたる。
- 2) 総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は年1回開催、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3) 総会の議決は、出席した会員の過半数で決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4) 議長は、総会の経過及び結果を記録しておかなければならない。

<総会の議決事項>

第7条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- 1) 規約の制定及び改廃に関する事
- 2) 事業計画及び予算に関する事
- 3) 事業報告及び決算に関する事
- 4) 役員承認及び解任に関する事
- 5) その他必要と認められた事項

<役員>

第8条

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 理事 若干名
- 4) 監事 2名

<役員選出>

第9条 前条に掲げる役員は、総会で選出する。

<役員任務>

第10条 役員任務は、次のとおりとする。

- 1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 理事は会の業務執行にあたる。
- 4) 監事は、会計及び業務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

<役員会>

第11条

- 1) 役員会は、会長・副会長・理事をもって構成する。
- 2) 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3) 役員会の付議事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 規約の制定及び改廃に関する事
 - (イ) 事業計画及び予算に関する事
 - (ウ) 事業報告及び決算に関する事
 - (エ) 総会から付託された事項
 - (オ) その他必要と認められた事項

<役員任期>

第12条

- 1) 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 2) 補欠又は増員により専任された役員任期は、前任者の残任期間及び他の役員任期と同一とする。
- 3) 役員は、その任期が終了しても後任者が就任するまでは、その職務を執行しなければならない。

<事務局>

第13条 この会に事務局を置き、職員をおくことができる。

- 1) 役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2) 職員は会長の命をうけて、庶務・会計の事務を行う。

<顧問>

第14条 この会に顧問をおくことができる。

- 1) 顧問は1年ごとに総会で決定し、会長が委嘱する。
- 2) 顧問は必要に応じて総会・役員会に出席し、会務について意見を述べるとともに助言することができる。

<経費>

第15条 この会議の経費は、助成金・寄付金をもってあてる。

<会計年度>

第16条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

*第4条の各種団体とは

湖山西自治会	湖山西地区公民館
湖山西小学校	湖東中学校
湖山西小学校PTA	湖東中学校PTA(湖山西地区)
湖山西地区社会福祉協議会	湖山西体育会
湖山西地区子ども会指導者連絡協議会	湖山西壮年団
鳥取地区交通安全協会湖山西支部	鳥取保護区保護司会(湖山西)
湖山西地区更生保護女性会	湖山西民生児童委員協議会
湖山西地区健康づくり推進員協議会	湖山西地区老人クラブ連合会
湖山西スポーツクラブ連絡協議会	鳥取警察署湖山交番
鳥取市食育推進員会湖山西支部	湖山西まちづくり協議会
湖東グリーンゾーン湖山西支部	(順序不同)

<付則>

1. この規約は、平成4年4月1日から実施する。
2. この規約の一部を改正し、平成11年4月1日から施行する
3. この規約の一部を改正し、平成13年7月13日から施行する
4. この規約の一部を改正し、平成18年6月8日から施行する
5. この規約の一部を改正し、平成27年4月25日から施行する